

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
8月号

## 1, 熱中症対策の着実な実施をお願いします！

～8月も「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間中です！～

今年の夏は猛暑の予報となっており、7月中旬以降暑い日が続いています。

事業者、労働者が協力して、熱中症予防対策の着実な実施をお願いいたします。

熱中症は予防と発症初期の対応が重要です。作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育を通じ、熱中症の予防に努めてください。WBGT 指数計の備え付け、環境省の「熱中症予防情報サイト」の熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数の予報値、速報値を把握するとともに、休憩場所の整備、定期的な水分、塩分の補給等の対策をお願いします。

**熱中症を発症したと思われる場合は、速やかに体を冷やすなどの対応を行うとともに、症状が改善しない場合は速やかに病院へ搬送しましょう。**

厚生労働省では、熱中症予防のためのポータルサイト「職場における熱中症予防情報」を開設しておりますので、ご活用をお願いします。

暑く前に飲む!



キャンペーン期間 (5月～9月) にすべきこと

暑さ指数の把握と評価	WBGT 指数計を備え付け、測定し、暑さ指数を把握する。
測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底	
暑さ指数の把握	作業現場に設置した設備対策を実施
休憩場所の整備	作業現場に設置した休憩場所を確保
服装	作業現場に設置した設備を参照
作業時間の把握	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱低減への対応	7日以上かけて暑へのばく露時間を夜間に延長 ※新規入職者や休みの明けの労働者に注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
ベンチレーション	作業開始前や休憩時間中に涼風を確保
日傘の活用	当日の暑さの予測、服装不足、顔面の多量の露が熱中症の発症に繋がることを指摘し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	症状を察知し声をかけ、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周囲が異常を察したなら、必ず一旦作業を止め、病院へ搬送する (症状に応じて救急車を要請) などを徹底 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を下げ、一人ひとりに注意

<b>STOP!熱中症 クールワーク キャンペーン</b> 	<b>職場における 熱中症 予防情報</b> 	<b>環境省 熱中症予防 情報サイト</b> 
---	------------------------------------	------------------------------------

## 2, 就業環境整備改善支援事業のご案内 (参加費無料!)

※厚生労働省の委託事業で、ランゲート株式会社実施しています。

厚生労働省では、事業場における適正な職場環境形成に向け、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理及び労働災害防止のための安全衛生管理などに関する知識の習得のため、専門家によるセミナーや訪問支援を委託事業により無料で行っていきます。

詳しくはホームページをご確認ください。⇒<https://shuugyou.mhlw.go.jp>

就業環境整備  
改善支援事業



### (1) 基礎的な労務管理習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールを、分かりやすく説明します。労務管理の初心者向けのセミナーとなっています。

ア オンラインセミナー (ZOOM ウェビナーによる開催)

以下の①から⑥のうち、2つのテーマがセットとなっておりますが、どちらか1つのご参加も可能です。複数参加も可能となっております。受講の順番に決まりはありません。

〈セミナーテーマ〉

- ① 労働条件の明示、就業規則の作成・変更について
- ② 労働時間・休憩・休日について
- ③ 採用・募集、労働保険・社会保険の加入について
- ④ 働きやすい職場環境・労働者が納得できる待遇について
- ⑤ 賃金・割増賃金について
- ⑥ 年次有給休暇制度・退職や解雇について



# 転倒災害を予防しよう!



開催期間；令和5年8月～令和6年1月まで  
実施時間；9:30～11:30/13:30～15:30/16:00～18:00(120分・1テーマ50分)  
開催方法；ZOOM ウェビナー

イ 現地セミナー

法令解説、労働環境についての見直し等を解説します。

開催期間；全国で開催。なお、岩手県及び宮城県での開催は以下の予定です。

・8月31日(木) 岩手県北上市 北上商工会議所

・9月8日(金) 宮城県仙台市 仙台駅前貸し会議室／駅前のぞみビル

開催時間；14:00～16:00 (120分)

(2)訪問支援

希望される全国の事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士などが個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いをいたします。

**3, 令和5年における労働災害発生状況について(6月末現在)**

**休業4日以上死傷災害 97件 (前年同期と比較して+31件、+47.0%増加)**  
**うち、死亡 0件 (前年同期と比較して-1件減少)**

令和5年6月末現在の死傷災害は97件で、前年同期の66件から31件47.0%の増加となっておりますが、**このうち新型コロナウイルス感染症によるものは17件で、これを除いても80件となっております、前年同期の56件からは24件42.9%の大幅増加となっております。**

なお、死亡災害は発生しておりません。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業19件(前年同期比+1件+5.6%)、②建設業14件(同+9件+180.0%)、③商業9件(同+5件+125.0%)及び接客娯楽業9件(+8件+800.0%)、⑤運輸交通業6件(同-3件-33.3%)となっており、製造業と運輸交通業を除いては大幅な増加傾向となっております。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。なお、新型コロナによるものは全体の17.9%)では、①「転倒」が31件(構成比38.8%)、②「墜落・転落」14件(同17.5%)、③「飛来・落下」8件(同10.0%)、④「はさまれ・巻き込まれ」が7件(同8.8%)、⑤「崩壊・倒壊」5件(同6.3%)となっており、「転倒」は前年同期17件で+13件、「墜落・転落」は同10件で+4件、「飛来・落下」は同1件で+7件、「崩壊・倒壊」も同0件で+5件となっております。特に転倒災害が大幅に増加していますが、うち11件は冬季特有の転倒災害となっております。

当署では、令和5年における労働災害を、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いた151件より10%以上減少させた135件以下とするべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めておりますが、現在の状況からすると、目標達成は厳しい状況となりつつあります。

各事業場の皆様におかれましては、本年はこれ以上労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご安全に!!!



**労働災害を防止しよう!**

